

# 重要事項説明書

## グループホームくるま花水木

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス)

グループホーム くるま花水木が提供する介護サービスにつき、以下のとおり重要事項を説明いたします。

### 1 事業者の概要

法人名	特定非営利活動法人 淡路島シャロームの会
所在地	淡路市久留麻221番地3
法人種別	特定非営利活動法人（NPO法人）
代表者	理事長 岡田 光正

### 2 グループホームの概要

名称	グループホーム くるま花水木	
開設年月日	平成19年 9月 1日	
利用定員	18名（2ユニット、各9名）	
所在地	淡路市久留麻236番地	
サービスの種類	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
事業所番号	2891600039	
管理者の氏名	岡田 洋子	
連絡先	電話：0799-74-2873	FAX：0799-74-2873

### 3 事業の目的と運営方針

グループホームくるま花水木は、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活のお世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心して尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援いたします。

また、次のとおり運営方針に沿ってサービスを提供いたします。

- (1) くるま花水木の職員は法令・規則及びこの規程に定めるところにより、適切なサービスを提供します。
- (2) 認知症高齢者の特性をよく理解し、博愛と奉仕と協調の精神をもって運営し、常にくるま花水木の環境改善に努め、利用者の福祉の増進を図るため、適切な運営の向上を図ります。
- (3) サービスの提供に当たっては、利用者本人又は他の利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- (4) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供するとともに、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- (5) サービスの実施に当たっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### 4 設備の概要（2ユニット）

敷地概要(権利関係)	1622.15㎡(賃借)
建物概要(権利関係)	木造平屋建て 549.66㎡
居室	個室18室・定員18名(11.6㎡～13㎡)
スタッフルーム	23㎡
ボランティアルーム	2室 (8.7㎡～13㎡)
食堂・居間	2室 (66.8㎡～73.8㎡)
トイレ	7個所 (2.5㎡～4㎡)
浴室・脱衣室	2室 (5.8㎡～6.6㎡)
スプリンクラー設置	有り
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	居室、浴室、脱衣所、トイレにナースコールを設置している。随時、各居室を巡回することにより安否確認を行う。

#### 5 職員体制

	常 勤		非 常 勤		常勤換算	保有資格等
	専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者		1			0.5	
計画作成担当者		1			0.3	介護支援専門員 介護福祉士
看 護 師						sora ケアセンター (訪問看護)
介 護 職 員	5	4	9		11.8	介護支援専門員 介護福祉士 ヘルパー1・2級
事 務 員		1				

#### 6 職員の勤務体制（2ユニット）

区 分	勤 務 時 間		員 数 ※
	早 出	7:00～16:00	
常 勤 非 常 勤	日 勤	9:00～18:00	2名
	遅 出	12:00～21:00	2名
	夜 勤	21:00～翌7:00	2名

※標準的な時間帯における最低人員

## 7 サービス内容

### (1) 介護保険サービス

種 類	内 容	利 用 料
日常生活上のお世話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事その他の家事等は、原則として利用者と職員が共同で行うよう努めます。</li> <li>・行政機関に対する手続き等を、必要に応じて代行します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法廷受領の場合は、1割相当額</li> <li>・要介護度に応じて算出します            利用料＝下記単位×10/1日あたり            介護度/グループホーム（ショートステイ）            要支援2/749単位（777単位）</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外散歩、家事、音楽療法、園芸等を職員と共同で行うことで、生活機能の維持・改善に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護1/753単位（781単位）</li> <li>要介護2/788単位（817単位）</li> <li>要介護3/812単位（841単位）</li> <li>要介護4/828単位（858単位）</li> <li>要介護5/845単位（874単位）</li> </ul>
医師の往診等の手配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の往診及び通院の手配その他、療養上のお世話をします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※利用開始日から30日以内の期間は            1日につき30単位を初期加算</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のご家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※健康管理・医療連携強化実施体制対応による            加算として1日につき57単位を加算</li> </ul>
入院期間の体制	<p>《算定要件等》</p> <p><b>入院時費用</b>（246単位/日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当ホームに円滑に入居することができる体制を確保していること。</li> <li>・上記の体制を確保している場合には、入居者が病院又は診療所への入院を要した場合に、1月に6日を限度として算定。</li> </ul> <p><b>初期加算</b>（30単位/日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期加算の算定要件として以下の要件を加える。「30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定認知症対応型共同生活事業所に再び入居した場合も、同様とする。</li> </ul>	

介護職員等処遇改善加算Ⅱ	旧処遇改善加算Ⅰ 旧特定処遇加算Ⅱ 旧ベースアップ等支援加算の要件を満たしている事	所定単位数の 178/1000 加算
科学的介護推進体制加算Ⅰ	厚労省情報システム（LIFE）へ提出とフィードバック情報の活用により介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進するための新設された加算です。	40 単位/月（ショートステイ加算なし）
看取り介護加算Ⅰ	・ 死亡以前 31 日～45 日以下	72 単位/日（ショートステイ加算なし）
看取り介護加算Ⅱ （死亡日以前 4 日以上 30 日以下）	・ 医療連携体制加算を算定していることが必要。 要支援者は算定不可。	144 単位/日（ショートステイ加算なし）
看取り介護加算Ⅲ （死亡日前日・前々日）		680 単位/日（ショートステイ加算なし）
看取り介護加算Ⅳ （死亡日）		1280 単位/日（ショートステイ加算なし）

（２）介護保険給付外費用※

種 類	内 容	種 類	内 容
家 賃	1 日 1, 5 0 0 円	おむつ代	・ 実 費
食 材 料 費	1 日 1, 2 0 0 円	理美容代	・ 実 費
水道光熱費	1 日 6 0 0 円	娯 楽 費	・ 実 費

※これらは介護保険給付の対象外です。実費をお支払いください。

※毎月 10 日 前後までに、前月分の請求書と前々月分の領収書を送付いたします。

毎月 15 日・25 日に郵貯銀行より自動引き落としさせていただきますのでよろしくお願い致します。

振込先金融機関名 郵貯銀行 名義人 特定非営利活動法人 淡路島シャロームの会 記号 14300 番号 79385851

入院期間中における利用料金の取り扱いについて

- ① 利用料金については、居室料・共益費（水光熱費を含む）
- ② 期間は1ヶ月を目安とする（利用者の状態、家族の意向等相談による）
- (3) 退去時に、居室汚損等による原状復帰が必要な場合には、実費を負担いただくことがあります。

## 8 協力医療機関

内田医院	住所	淡路市仮屋 247-2	電話番号	0799 - 74 - 2009
しおかぜ診療所	住所	淡路市岩屋片浜 1414-35	電話番号	0799 - 70 - 1697
東浦平成病院	住所	淡路市久留麻 1867	電話番号	0799 - 74 - 0503
聖隷淡路病院	住所	淡路市岩屋 38	電話番号	0799 - 72 - 3636
井上歯科医院	住所	淡路市浦 907	電話番号	0799 - 74 - 4700
sora ケアセンター	住所	淡路市大谷 843-9	電話番号	0799 - 70 - 6788

## 9 非常災害時の対策

消防計画	別に定めます 消防計画 平成23年 10月 1日 消防署へ提出 防火管理者 岡田 光正
避難訓練	年2回、火災、地震等を想定した訓練を行います
防災設備	スプリンクラー 自動火災報知器 自動火災通報装置 誘導灯

## 10 秘密の保持

- (1) くるま花水木は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を厳守します。
- (2) くるま花水木は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密が漏れることのないよう管理を徹底します。

ただし、サービス担当者会議等におきまして、提供する介護サービスが、より妥当・

適切なものになるよう、ご利用者並びにご家族の個人情報を用いることがあります。

## 11 苦情申立窓口

くるま花水木のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情等がございましたら、お気軽にお申出ください。

担当 岡田 洋子 電話 0799-74-2873 70-1525  
友田 光世(介護支援専門員) FAX 0799-74-2873

市町村の窓口 (淡路市)	淡路市 健康福祉部長寿介護課 〒656-2292 淡路市生穂新島8 TEL 0799-64-2511
公的団体の窓口	兵庫県国民健康保険団体連合会 〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 TEL 078-332-5601

年 月 日

事業者

所在地 淡路市久留麻221-3

名称 特定非営利活動法人 淡路島シャロームの会

代表者 岡田 光 正 印

説明者 所属 グループホームくるま花水木

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、サービス内容に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

20240603